

「平成29年度地方労働行政運営方針」を公表

厚生労働省は4月3日、「平成29年度地方労働行政運営方針」を公表した。労働安全衛生面の課題は、「労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり」として、「労働者の治療と仕事の両立支援の推進」等をはじめとした方針が掲げられている。

治療と仕事の両立支援の推進

労働者の健康をめぐっては、病気を治療しながら仕事をしている労働者が3人に1人を占めるようになっており、これに加えて病気を理由に仕事を辞めざるを得ない労働者や、仕事を続けていても治療に対する職場の理解が乏しいなど治療と仕事の両立が困難な状況に直面している労働者が多いという実状がある。このため同方針では、「この問題の解決ためには企業の意識改革と社内制度の整備を促し、さらには労働者の病気の治療と仕事の両立を社会的にサポートする仕組みを整え、病を患った労働者が、生きがいを感じながら働ける社会を目指す必要がある」と指摘している。

さらに、両立支援を具体的に実現するためには、「会社の意識改革と受け入れ体制の整備が必要」とし、経営トップや管理職等の意識改革や両立を可能とする社内制度の整備を促すことに加えて、「企業トップ自らがリーダー

シップを発揮し、働く人の心身の健康の保持増進を経営課題として明確に位置づけ、病気の治療と仕事の両立支援を含め積極的に取り組むことを強力に推進する必要がある」としている。

そして、労働者の治療と仕事の両立を進めていくためには、主治医、会社・産業医、患者に寄り添い関係者間を結ぶ「両立支援コーディネーター」の三者からなる、トライアングル型のサポート体制を構築していくとしている。

実現に向けた具体的な取組み

同方針には、具体的な取組みとして以下の2点が掲げられている。

・企業文化の抜本改革

都道府県産業保健総合支援センターと連携して、企業をはじめとした関係者に対して「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」の周知を行うほか、労働者の健康管理について、役員が関与する体制整備や健康経営に基づく企業内の労働者の健康管理の推進等について企業のトップ等に対して働きかけを行う。

・企業と医療機関との連携強化と患者に対する相談の充実

治療と職業生活の両立支援を行うための専門の相談員として産業保健総合支援センター等に配置される「両立支援促進員」の

実施してしまいが？熱中症対策



利用勧奨を行う。また、都道府県労働局が主体となって、都道府県医療関係所管部局、医療機関、企業、労使団体、産業保健総合支援センター、労災病院等から構成される「地域両立支援チーム」を設置し、関係者間による連携した両立支援の取組みの促進を図る。